

桑名市告示第194号

桑名市利用者支援事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年10月1日

桑名市長 伊藤徳宇

桑名市利用者支援事業実施要綱の一部を改正する告示

桑名市利用者支援事業実施要綱（平成28年桑名市告示第80号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

- (3) 妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するための保健師等による相談等の支援（以下「母子保健型」という。）

第3条に次の1号を加える。

- (3) 母子保健型

名称	位置
桑名市保健福祉部子ども未来局子育て支援課	桑名市中央町二丁目37番地

第4条第1項に次の1号を加える。

- (3) 母子保健型 母子保健事業に関する専門知識を有する保健師、助産師又は看護師

第5条に次の1号を加える。

- (3) 母子保健型

ア 妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する相談対応

イ 全ての妊産婦及び乳幼児（以下「妊産婦等」という。）の状況把握並びに妊産婦等の支援台帳の作成

ウ 支援を必要とする妊産婦等が利用できる母子保健サービス等の選定、情報提供及び必要に応じて関係機関と連携した支援

エ 支援を必要とする妊産婦等に対しての支援方法及び対応方針について検討する会議等の設置並びに必要に応じて関係機関と協力した支援プランの策定及び評価

オ 支援を必要とする妊産婦等を早期に把握し、支援を包括的に実施するための関係機関とのネットワークの構築

カ その他事業を円滑に実施するための必要な諸業務

附 則

この告示は、公布の日から施行する。